

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成28年10月7日(金) 午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所議会棟2階 予算決算委員会室

農業委員49名

1番 福田 誠也	2番 津田 征士郎	3番 牧野 正治
4番 上妻 孝市	5番 藪田 英明	6番 西富 大二郎
7番 網田 稔	8番 梅田 義弘	9番 西川 秀文
10番 三原 勉	11番 山田 明文	12番 木下 三智也
13番 緒方 一臣	14番 山口 謙藏	15番 松原 信博
16番 嶋村 鎮雄	17番 藤本 照義	18番 志柿 茂喜
19番 村上 智弘	20番 園田 操	21番 森 日出輝
22番 園川 良二	23番 竹原 孝昭	24番 坂口 信行
25番 清崎 勝矢	26番 上田 定信	27番 馬原 清隆
28番 桵永 築	29番 杉本 清和	30番 福原 幸一
31番 牧坂 邦夫	32番 林田 智博	33番 高群 藤雄
34番 谷口 憲治	35番 北口 和皇	36番 梅田 誠也
37番 角居 登	38番 田上 正富	39番 橋本 春利
40番 村上 正春	41番 南 順二	43番 田上 辰也
44番 中川 宣長	45番 山下 知文	46番 赤木 英雄
47番 米村 昌昭	48番 山田 博幸	49番 一木 文雄
50番 橋本 義則		

欠席委員(上記49名中、7名欠席)

2番 津田 征士郎	4番 上妻 孝市	13番 緒方 一臣
20番 園田 操	27番 馬原 清隆	46番 赤木 英雄
50番 橋本 義則		

午後3時00分 開会

事務局

こんにちは。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中42名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会長

本日は、皆さん大変ご多用の中、農業委員会総会に多くの方がご出

席いただきまして、まことにありがとうございます。

10月になりまして、これから米を初めいろいろな農作物の収穫と出荷の最盛期を迎えます。多くの農家にとりましても、とても重要な時期となってまいります。先日の台風18号は、熊本には被害がなかったようで本当によかったと感じております。しかし、もうしばらく台風シーズンが続きますので、これからも被害がないよう願っております。また、今でも夏のように暑い日が多くあります。委員の皆様は、この暑さや農作業による疲れで体調を崩されないようにご自愛いただきたいと思っております。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農用地利用集積計画が、議案となっております。どうかよろしく願いしておきます。

事務局

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。

本日の議事録署名者には38番の田上正富委員と39番の橋本春利委員を、書記に事務局の橋本美穂主任主事を指名いたします。よろしく願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から、第8号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画まで、8件でございます。

議事に入ります前に議案の訂正がありますので、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

事務局岩永です。説明をさせていただきます。本日も訂正等がありますのでよろしく願いいたします。

まず、議案書を1枚開いていただきまして第2号議案、競売買受適格証明願ですけれども、こちらは今3件と表記しております。こちらを4件と訂正方をお願いいたします。ただいま目次についてご説明しております。同じく第5号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、こちらは今27と表記しております。こちら2件取り下げがっておりますので25と訂正をお願いいたします。これに伴いまして一番下段の合計数ですけれども、ただいま163と表記しております。こちらについて162と訂正をお願いいたします。

続きまして、個別のものに入っていきます。1ページをお開きください。3番の譲渡人なんですけれども、こちら一番下段のところに大

正14年生まれと書いております。こちらの右隣のほうに「受給者」と書いております。こちらのほうを削除の上、「再設定者」と訂正をお願いいたします。

続きまして、4ページにまいります。17番の番号欄、一番左のところです。17番の下に所有権移転のための「所」と書いております。こちらの「所」を削除の上、こちら賃貸借権設定になっておりますので「賃」と訂正をお願いいたします。

続きまして、8ページにまいります。8ページは、お配りしております別紙のものがあるかと思っておりますので、そちらのほうに差しかえをお願いいたします。

続きまして、12ページにまいります。5条関係ですけれども、2番と4番、こちら取り下げになっておりますので、斜線等で削除をお願いいたします。

続きまして、20ページにまいります。20ページ、21ページにつきましては、同じく別紙をお配りしておりますので、そちらのほうに差しかえをお願いいたします。つまりこちらの冊子のほうの20番、21番については、斜線で対応方をお願いいたします。別紙のほうをお配りしていると思っておりますので、20番、21番についてはそちらの別紙のほうで対応方をお願いいたします。

続きまして、30ページにまいります。20番、こちらの備考欄のほうに以下の追記をお願いいたします。「後継者への経営移譲（再設定）」と追記をお願いいたします。

訂正は以上です。

議長 それでは初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、33件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の譲受人は、東区小山二丁目にお住まいの専業農家が、経営拡張のため農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後は飼料作物、トウモロコシを作付されます。

以上、1番につきまして先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

38番 田上正富委員

38番委員、田上です。

2番から6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、子へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地にはタマネギ、キャベツを作付される計画です。

3番は、経営拡張のための使用貸借権設定の申請です。借り人は露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地にはネギを作付される計画です。

4番は、子へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稻、タマネギ、キャベツを作付される計画です。

5番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地にはネギ、ホウレンソウを作付される計画です。

6番は、隣接農地の所有者へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地にはネギ、ホウレンソウを作付される計画です。

以上5件につきまして協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、2番から6番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、7番。

4 4 番 中川宣長委員

4 4 番委員、中川です。

7 番から 1 0 番につきまして、先の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

7 番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者はミカンをつくられる兼業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

8 番も、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者はミカン、露地野菜をつくられる兼業農家で、申請地にはミカンをつくられる予定です。

9 番、1 0 番は関連で、独立就農のための申請です。9 番は祖父から使用貸借、1 0 番も近隣の農地の使用貸借です。申請者は、NPO 法人で 2 年間の研修を積み、現在は親元で農業に従事されていますが、今後は青年就農給付金制度を活用され、独立した農業経営を目指されます。申請地にはミカンをつくられる予定です。北区の農地も同時申請されています。

以上 4 件、このうち独立就農予定者 1 名には、地区委員会へ出席を願い聞き取り調査を行った上で協議、検討した結果、4 件いずれの申請も、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、7 番から 1 0 番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、1 1 番。

1 8 番 志柿茂喜委員

1 8 番委員、志柿です。

1 1 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1 1 番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は専業農家で水稲を作付されており、許可後は水稲をつくられる計画です。

以上 1 件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、1 1 番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、12番。

32番 林田智博委員

32番委員、林田です。

12番と13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は専業農家で水稲とナスをつくられており、許可後は水稲をつくられます。

13番も、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は専業農家で水稲、ネギをつくられており、許可後は水稲をつくられます。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、地元委員より12、13番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、14番。

25番 清崎勝矢委員

25番委員、清崎です。

14番から19番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は水稲を作付されており、許可後は水稲をつくられる予定です。

15番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は水稲、麦、露地野菜を栽培されており、許可後は水稲、麦をつくられる予定です。

16番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は水稲、麦を作付されており、許可後は水稲、麦をつくられる予定です。

17番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は水稲、麦を作付されており、許可後は水稲、麦をつくられる予定です。

18番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は水稲と施設園芸、露地野菜を栽培されており、許可後は水稲をつくられる

予定です。

19番は、後継者への贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、大豆を栽培されており、許可後は水稲、大豆をつくられる予定です。

以上6件について先日の地区委員会において検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であると協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より14番から19番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、20番。

14番 山口謙藏委員

14番、山口です。

20番から23番につきまして、地区委員会の協議状況を報告いたします。

20番は、後継者である子へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は兼業農家で水稲と大豆をつくっており、許可後は水稲と大豆をつくられる予定です。

21番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲と露地野菜をつくられており、許可後は水稲を作付けされる予定です。

22番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は水稲と露地野菜をつくっており、許可後は水稲を作付けられる予定です。

23番は、経営移譲年金継続のための後継者への使用賃借権設定の再設定をするものです。借り人は水稲、ナス、大根をつくっており、許可後は水稲とナス、大根を作付される予定です。

以上4件について協議した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、20番から23番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、24番。

9番 西川秀文委員

9番委員。

24番について地区委員会での検討状況を報告いたします。

24番は、河内地区にて審議されました9番、10番と関連案件で、独立就農のための賃貸借権を設定される申請です。許可後は温州ミカン、不知火、トウモロコシをつくられる計画です。申請人にさきの地区委員会に出席してもらい、営農計画などの聞き取り調査を行い、何ら問題のないことを確認しております。

以上、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと確認いたしました。審議のほうをよろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、24番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、25番。

34番 谷口憲治委員

34番、谷口でございます。

25番から33番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

25番は、借入地を取得するための所有権移転をされる申請です。譲受人は施設園芸を中心とする専業農家で、当該地には水稻を作付される予定です。

26番は、後継者へ経営移譲のため使用貸借権を設定する申請です。後継者は施設園芸の専業農家で、許可後はキュウリを作付される予定です。

27番から29番は関連で、独立就農のため使用貸借権を設定される申請でございます。許可後はズッキーニなど露地野菜と施設によるイチゴ等の栽培を予定されております。申請人にはさきの地区委員会に出席してもらい、営農計画等の聞き取り調査を行いました。何ら問題がないことを確認いたしております。

30番は、後継者へ経営移譲のための使用貸借権の再設定をされる申請でございます。後継者は水稻、露地野菜をつくられる専業農家で、許可後も継続される計画です。

3 1 番は、経営拡張のため所有権移転をされる申請です。譲受人は兼業農家で、許可後は柿を作付される予定です。

3 2 番は、後継者へ贈与のための所有権移転申請でございます。後継者は施設園芸を中心とする専業農家で、申請地には露地野菜を作付される予定です。

3 3 番は、後継者へ経営移譲のため使用貸借権の再々設定をされる申請です。後継者は水稻をつくられる兼業農家で、許可後も継続される計画となっております。

以上9件、地区委員会で検討いたしました結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議、確認いたしております。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、25番から33番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、競売買受適格証明願（耕作目的：会許可分）4件でございます。地元委員の報告につきましては、農地法第3条の許可基準に基づき、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いいたします。

3 7 番 角居 登委員

3 7 番委員。

別紙のほうをごらんください。1番につきまして地区委員会での協議状況を報告いたします。

海路口町字学料二番割1946番ー1ほか4筆の競売に関する耕作目的での買受適格証明願です。入札期間は平成28年10月18日から平成28年10月25日までです。願出人は主に水稻を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻をつくられる予定です。

先日の地区委員会で聞き取り調査を行い、協議の結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、資格を満たし、買い受け人として適格であると判断しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件につきまして何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり適格者であることを決定いたします。

なお、1番について願出人が最高価格買受申出人となられた場合は、農業委員会へ農地法第3条の許可申請を提出されますが、その内容が競売買受適格証明書の交付時と異なっていないと会長が認めたときは、許可証を交付してよろしいかお諮りいたします。ご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、そのようにいたします。
次は2番、お願いいたします。

25番 清崎勝矢委員

25番委員です。

これも別紙のほうでございます。2番から4番につきまして地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番から4番につきましては、富合町木原、田1筆の競売に関する耕作目的での買受適格証明願です。入札期間は平成28年10月18日から平成28年10月25日までです。

2番は、主に水稻、麦を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻、麦をつくられる予定です。

3番は、水稻、麦を栽培されている専業農家で、申請地には、水稻、麦をつくられる予定です。

4番は、主に水稻を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻を栽培される予定です。

先日の地区委員会で聞き取り調査及び協議の結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、資格を満たし、購買者として適格であると判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、2番、3番、4番まで地元委員より報告がございましたが、この件につきまして何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり適格者であることを決定いたします。

なお、願出人が最高価格買受申出人となられた場合は、農業委員会へ農地法第3条の許可申請が提出されますが、その内容が競売買受適格証明書の交付時と異なっていないと会長が認めたときは、許可証を交付いたします。ご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、そのようにいたします。
続きまして、第3号議案、事業計画変更承認申請、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況の報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いします。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、不動産の売買を営む法人が、平成28年8月8日に許可済みの資材置き場へ転用する際に、申請漏れの筆が発覚し、転用区域へ1筆、76㎡を追加するための申請です。同時に第5号議案の農地法第5条の申請も提出されております。

先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、計画の変更はやむを得ないものとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。
続きまして、第4号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、8件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、共同住宅への転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、集合住宅4棟、駐車場30台分を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、給排水計画、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で同時に手続中であることを確認しております。しかし、先日の地区委員会で現地を調査しましたが、申請地の一部が無断転用されており、これまでの経過確認、事業用地を整理していただく必要があると判断し、継続審議が妥当であるとの協議結果となりました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、これにつきましては継続審議となっております。
　　続きまして、2番。

38番 田上正富委員

38番委員、田上です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、月極駐車場への転用申請です。農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、申請地185㎡及び他地目0.97㎡を合わせた185.97㎡に、近接する団地に住む方々の月極駐車場9台分として整備し利用される計画で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は、平成28年11月1日から平成28年12月20日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　続きまして、3番。

18番 志柿茂喜委員

18番委員、志柿です。

3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、貸し駐車場建設のための転用申請です。申請地の区域は住宅化が進み需要が見込めるため、当該地を選定したものです。農地区分は、市街地の区域に近接する10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、総事業面積405㎡のうち転用面積366㎡で、通路を含め15台分の駐車場で妥当な面積であると思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。申請地は一部無断転用されており、深く反省している旨の始末書が提出されております。工事期間は、平成28年11月1日から平成29年1月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件について、先日の地区委員会において現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

37番 角居 登委員

37番委員。

4番、5番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、農業用倉庫の転用許可申請です。この農業用倉庫は申請者の父が昭和60年に建築したのですが、無断転用であったことが判明したため今回の申請に及んだものです。この件につきまして、今後このようなことがないようにする旨の始末書の提出がっております。農地区分は、10ha未満の広りのない農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積198㎡に農業用倉庫2棟で、妥当な面積と思われます。排水計画、隣接同意、被害防除は問題ありません。

5番は、共同住宅建設のための転用許可申請です。申請地は国道501号線に面しており、熊本市中心部及び宇土市方面への交通の便のよさから多数の入居者が見込まれるとして選定されました。しかしな

がら、この農地は、申請者の父親が30年前に無許可で埋め立てており、今後このようなことがないように注意する旨の始末書の提出がっております。農地区分は、10ha以上の広がりのある優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は共同住宅1棟と駐車場の建設で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除は問題ありません。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域で開発景観課へ事前審査の申請中です。工事予定は平成28年11月10日から平成29年7月31日の予定で、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

以上2件、さきの地区委員会で現地確認、調査を行い、立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、地元委員より4番、5番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6番。

25番 清崎勝矢委員

25番委員です。

6番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

6番は、自動精米所の転用許可申請です。この精米所は平成20年に建設したもので現在も使用中のものですが、無断転用であったため許可申請されるものです。無断転用については始末書の提出がっております。農地区分は、10ha未満の広がりのない農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積62㎡に自動精米機1機、来客用駐車場、サイロ1基で、妥当な面積と思われます。排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

以上1件、先日の地区委員会において現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、6番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、7番。

15番 松原信博委員

15番委員、松原です。

7番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

7番は、農家住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、農家住宅1棟、建築面積140㎡と農業用倉庫1棟、建築面積が52㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。工事期間は、平成28年11月1日から翌29年4月30日の予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、7番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、8番。

1番 福田誠也委員

1番委員、福田です。

8番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番は、太陽光発電設備を設置するための転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。資金証明、排水同意など必要書類は添付されています。被害防除等の問題はないと思われます。転用規模も適正なものと判断されます。工期は許可後から平成28年11月30日までの予定です。

以上1件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、8番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第5号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、25件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、保育所等を経営する法人が、農地の所有権を移転し保育所へ転用する申請です。農地区分は、市街地化の著しい区域内の農地で、上下水道管が埋設される道路の沿道にあり、500m以内に2つの医療施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、保育所1棟、職員用・送迎用駐車場、園庭を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、給排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。開発許可につきましても同時に手続中であることを確認いたしております。工事完了は平成29年9月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、1番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番は取り下げでございまして3番。

6 番 西富大二郎委員

6 番委員、西富です。

3 番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3 番は、病院に勤務する個人が、農地に賃貸借権を設定し精神科、心療内科の診療所へ転用する申請です。農地区分は、市街地化が著しい区域内の農地で、上下水道管が埋設される道路の沿道にあり、500m以内に教育施設と医療施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、診療所1棟、駐車場19台分を整備、利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、給排水計画、隣接同意、被害防除等は問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は、平成29年3月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。開発許可が必要になりますが、同時に手続中であることを確認しております。

以上、3 番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願います。

議 長 　　ただいま、3 番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4 番は取り下げでございまして5 番。

3 6 番 梅田誠也委員

3 6 番委員、梅田です。

5 番から7 番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

5 番は、不動産の売買を営む法人が、農地を所有権移転し資材置き場へ転用する申請です。第3号議案、事業計画変更承認申請との関連申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、既に許可済みの資材置き場の転用区域へ追加し、資材置き場の一部として整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。事業完了は、平成28年10月30日ま

での予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

6番と7番は関連で、不動産の売買を営む法人が、農地を所有権移転し建て売り住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、申請地5筆、計1,516㎡に建て売り住宅6棟を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、給排水計画、被害防除等は問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は、平成29年10月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で同時に手続中であることを確認しております。

以上、5番から7番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より5番から7番までご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議がないということでございまして、申請どおり許可することに決定いたします。
　　続きまして、8番。

38番 田上正富委員

38番委員、田上です。

8番から11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番は、個人住宅建築のための所有権移転の転用申請です。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟の建築で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は、平成28年11月15日から平成29年10月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されるということを確認しております。また、開発許可も必要となりますが、手続中であることを確認しております。

9番は、自動車販売業を営む個人が、農地の一部を賃借権の設定を

行い自動車展示場へ転用する申請です。現在営業している展示場の事業拡張の計画に伴い、販売車両の保管場所が不足しているため、申請地を選定されました。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、不許可の例外規定の、既存施設の拡張で既存施設面積の2分の1を超えないものに該当すると判断しました。土地利用計画は、既存施設面積1,001㎡で、転用面積500㎡に展示車両21台分の展示場として利用される計画で、適正な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は、平成28年11月1日から平成28年12月20日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

10番、11番は関連で、不動産の売買を営む法人が、農地を所有権移転し建て売り住宅へ転用する申請です。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、建て売り住宅12棟の建築及び公衆用道路の整備で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は、平成28年11月20日から平成29年11月20日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。また、開発許可が必要となりますが、手続中であることを確認しております。

以上4件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、8番から11番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、12番。

18番 志柿茂喜委員

18番委員、志柿です。

12番から18番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番から15番は関連で、所有権移転による建て売り住宅建設の

ための転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、総事業面積3,387.62㎡のうち転用面積2,939㎡の建て売り住宅12棟で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年11月15日から平成30年8月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

16番は、所有権移転によるグループホーム建設のための転用許可申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、総事業面積1,777.31㎡のうち転用面積577.91㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年12月10日から平成29年6月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

17番、18番は関連で、所有権移転による宅地拡張のための転用申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、車両3台分の駐車場及び農業用納屋で、妥当な面積と判断します。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。申請地は一部無断転用されており、深く反省している旨の始末書の提出がっております。

以上7件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より12番から18番までご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、19番。

37番 角居登委員

37番委員。

19番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

19番は、資材置き場の転用許可申請です。申請者は土木事業を営まれています。自宅から近い申請地に資材を置くことで利便性が増

すため、この地を選定されました。農地区分については、10ha以上の広がりのある優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等は問題ありません。土地利用計画は、転用面積499㎡で妥当な面積と思われます。工事予定は、平成29年1月1日から平成29年11月30日までの予定で、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

先日の地区委員会で現地確認、調査を行い、立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、19番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、20番。

15番 松原信博委員

15番委員、松原です。

20番から22番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

20番は、所有権移転による敷地拡張のための転用許可申請です。譲受人の営む飲食店が手狭なために、隣接する申請地を取得して敷地拡張するものです。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、敷地拡張して駐車場の一部にするもので、妥当な面積と思われます。既に宅地化済みで資金の必要性はなく、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。申請人は、無断で転用してしまったことを深く反省し、始末書の提出を受けております。

続いて21番は、賃貸借権設定による駐車場及び休憩所のための一部転用の申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、一部転用のため1,066㎡で、駐車場16台分と仮設の休憩所及び道路で、妥当な面積と思われます。雨水は道路側溝へ放流、資金計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。なお、仮置き場のための用途であり許可日から3年の一時転用で、その後は農地に復元されるものであります。

続きまして22番は、農地の使用貸借権を、息子と2分の1設定で農家住宅を、共同の形で建築するための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、農家住宅1棟、建築面積132.66㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。工事計画は、平成28年11月1日から平成29年4月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会で現地確認を行い検討したところ、いずれも立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、20番から22番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、23番。

9番 西川秀文委員

9番委員。

23番から25番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

23番は、太陽光発電設備を設置するために所有権移転による転用申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。隣接の他地目も同時に利用して事業を計画されております。残高証明、排水同意など必要書類は添付されています。総事業面積から転用規模も適正なものと判断され、工期は許可後から平成28年12月30日を計画されており、問題ないものと思われます。

24番は、親子間で使用貸借権を設定して農家住宅を建設するための転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続するため例外規定に該当するものと思われます。資産証明、排水同意などの必要書類は添付されています。周辺農地の調整も進んでいます。配置計画から転用規模も適正なものと判断されます。工期は許可

後から平成29年3月15日を計画されており、問題ないものと思われます。

25番も、親子間で使用貸借権を設定して農家住宅を建築される転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続するため例外規定に該当するものと思われます。資産証明、排水同意などの必要書類は添付されています。周辺農地の調整も済んでいます。配置計画から転用規模も適正なものとして判断されます。工期は許可後から平成29年9月30日を計画されており、問題ないものと思われます。

以上、さきの地区委員会で現地調査を行い協議、検討の結果、転用許可基準は満たされていると判断されます。ご審議の方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、23番から25番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、26番。

1番 福田誠也委員

1番委員、福田です。

26番、27番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

26番は、所有権移転による農家住宅建設のための転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、木造2階建て1棟で、転用面積としては適正な面積と判断されます。被害防除等の心配はないと思われます。融資証明、排水同意等、必要書類はそろっており、工期は許可後から平成29年6月30日までの予定です。

27番は、所有権移転による農家住宅と農業用倉庫の建設のための転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、木造2階建て住宅1棟並びに鉄骨平屋建て納屋1棟で、転用面積としては適正な面積と判断されます。被害防除等の心配はないと思われます。融資証明、排水同意等、必要書類はそろっており、周囲の農地の調整も済んでいます。工期は許可後から平成29年6月30日までの予定です。

以上2件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基

準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、26番から27番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第6号議案、土地改良法第3条による資格証明願、1件でございます。それでは、地元委員より地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

37番 角居登委員

37番委員。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、天明土地改良区土地改良事業に伴う参加資格の証明願い出です。先日の地区委員会におきまして受益地及び参加申し出者の同意名簿を確認し、全員参加資格者であると地区委員会で承認されております。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり適格者であると証明いたします。

続きまして、第7号議案及び第8号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 　　第7号議案、第8号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。お配りしています3枚セット用紙の2枚目と3枚目に差しかえをお願いいたします。

第7号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(7号)について、ご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細22ページの1番から4番までの合計4件で、1番と2番が公社からの買い取り、3番と4番が相対による売買です。面積は、4件合わせまして、田1,982㎡、畑1万

7, 878㎡の、合計1万9, 860㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細23ページの5番から27ページの19番までで、貸手15名、借手11名の件数15件です。契約期間別では、6年未満が11件、10年以上が4件で、面積は15件合わせまして、田4万4, 020㎡、畑5万5, 860㎡の、合計9万9, 880㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稻、飼料作物、果樹、麦、露地野菜、その他です。

次に、再設定分です。明細30ページの20番から47ページの65番までで、貸手45名、借手33名の件数46件です。契約期間別では、6年未満が26件、6年以上10年未満が1件、10年以上が19件で、面積は46件合わせまして、田17万1, 305㎡、畑1万2, 384㎡の、合計18万3, 689㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稻、麦、飼料作物、施設野菜です。

次に、農地利用集積円滑化団体による農地の借上と転貸です。明細47ページの66番から48ページの73番までが、熊本市農業協同組合による借上と転貸です。契約期間別では6年未満のみで、面積は4件合わせまして田のみの3, 312㎡です。利用内容といたしましては施設野菜、水稻です。

続きまして、第8号議案です。

49ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。明細50ページの1番から61ページの17番までで、貸手17名の件数17件です。契約期間別では、6年未満が6件、10年以上が11件の、件数17件です。面積は17件合わせまして、田4万1, 912㎡、畑3万6, 285㎡の、合計7万8, 197㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稻、畑作物、果樹を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第7号議案及び第8号議案の説明につきましては、以上です。

議 長

ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

- 一 同 異議なし。
- 議長 異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。
次に、報告事項です。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 議案書の黄色の用紙のところをごらんください。報告事項としましては1番から10番までの項目、合計104件となっております。
報告事項につきましては以上です。
- 議長 次に、次第の6、その他ですが、本日は特に何もございません。
以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。
なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を、議長に委任願いたいと思いますが、これにご意見、ご異議ございませんか。
- 一 同 異議なし。
- 議長 異議なしと認めます。よって本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。
- 事務局 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時13分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成28年10月7日

会 長 森 日 出 輝

署名委員 田 上 正 富

署名委員 橋 本 春 利

書 記 橋 本 美 穂